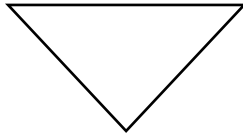


那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に関する 条例についての考え方

住宅宿泊事業法

- 年間（4/1～3/31）の営業日数（人を宿泊させた日数）の上限⇒180日
- 『正午から翌日の正午までの期間』を1日とする。



那覇市におきましては、以下の内容で制定をしました。

- 住居専用地域（第1種低層・中高層、第2種低層・中高層）
⇒日曜日の正午から金曜日の正午までの期間のうち、連休を除く日について制限
- 学校等の敷地の周囲100メートル
⇒休業日（祝祭日や春休み、夏休み等）を除く日。ただし住居専用地域又は第1種住居地域と重なる場合には、当該地域の制限を適用
- 文教地区
⇒学校の休業日を除く日。ただし住居専用地域又は第1種住居地域と重なる場合には、当該地域の制限を適用
- 第1種住居地域
⇒家主不在型（住宅宿泊事業者が、施設の維持管理を住宅宿泊管理業者に委託している場合）のうちの管理者駆けつけ型（管理者が施設から離れた場所に管理の拠点を置いている場合）については、日曜日の正午から金曜日の正午までの期間のうち、連休を除く日について制限

用途地域別の営業日一覧は以下のとおりです。

住居専用地域		学校周辺	文教地区	第1種住居地域		左記以外の地域
第1,2種低層	第1,2種中高層			家主居住型※	家主不在型	
約110日		最大 約120日	最大 約120日	180日	約110日	180日

※家主居住型（事業者が住宅に住みながら宿泊事業を行う場合）については、家主不在型のうち、管理者が施設に常駐している物件も含む。

営業可能日の例 (○ : 営業可 × : 営業不可)

1. 住居専用地域

①週末の場合

木		金		土		日		月		火	
午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後
×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×

②週末に連続する祝日がある場合

木		金(祝)		土		日		月(祝)		火	
午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後
×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×

③祝日が連続する場合

火		水(祝)		木(祝)		金		土		日	
午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後
×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×

④火～木に祝日が1日のみある場合

火		水(祝)		木		金		土		日	
午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後
×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×

2. 学校周辺及び文教地区

①週末の場合

木		金		土		日		月		火	
午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後
×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×

②週末に連続する祝日がある場合

木		金(祝)		土		日		月(祝)		火	
午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後
×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×

③祝日が連続する場合

火		水(祝)		木(祝)		金		土		日	
午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後
×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×

④火～木に祝日が1日のみある場合

火		水(祝)		木		金		土		日	
午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後
×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×

⑤夏休み、秋休み、冬休み等の場合

初日		2日目		3日目			末日	
午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後	午 前	午 後
×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×